



事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 15 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その 3）」（令和 2 年 10 月 2 日付け事務連絡）などでお示ししているところです。

今般、令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡を一部改正し、下記のとおりお示します（改正箇所は下線部）。

各衛生主管部局におかれましては、内容を御了知の上、管内医療機関への周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 職員等への対応について

- (1) 職員のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 13 日付け事務連絡）等を参照の上、対策を徹底すること。



(2) 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

ここでいう職員とは、医療従事者だけでなく、事務職等、当該医療機関のすべての職員やボランティア等を含むものとする。

(3) 厚生労働省で開発を進め、令和 2 年 6 月 19 日にリリースした「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA : COVID 19 Contact Confirming Application)」について、本アプリは利用者が増えることで感染拡大防止につながることを期待されており、別添資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行うこと。

(4) 従前よりお示ししているとおり、面会については、感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることや、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断るといった対応を検討すること。

また、面会のやり方としてオンライン面会の実施等も考えられるので、検討すること。

(5) 取引業者、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことや、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断るといった対応を検討すること。

(6) なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、当該医師等を医療法施行規則第 19 条、第 21 条の 2、第 22 条の 2、第 22 条の 6 に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 別

表第1の4の項の中欄に掲げる施設（病院・診療所・助産所・衛生検査所・介護老人保健施設・介護医療院等）において医療行為等により生じた廃棄物は感染性廃棄物として、環境省が示している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル¹」（平成30年3月）に基づいて適切な方法で取り扱うこと。

また、上記以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン²」（令和2年9月）を参考にしつつ、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れてしっかり縛って封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うこと。

¹<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>

²http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

2 患者等への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人や患者の診療時の感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その3）」（令和2年10月2日付け事務連絡）等に基づき、適切に対応すること。

